

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、地域農林水産業に係わる加工業の振興を図るため、西予市産の農林水産物を原材料とした加工品(以下、単に「加工品」という。)の開発を行おうとする者に対して、その研究開発費の一部を補助することにより特産品加工の取組みを支援し、地域に根ざした産業の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業者、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項で規定する農業生産法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) グループ 地域の活性化を目的として組織された任意団体で、構成員の資格、加入、脱退に関する規定及び会計規則等を有するものをいう。

(対象事業者)

第3条 この事業の対象者は、西予市内に住所又は活動の拠点を有する個人・グループ及び法人で、市税の滞納がない者(グループの場合はその構成員を含む。)とする。ただし、既にこの補助金を受けたことのある者は対象外とする。

(対象事業)

第4条 この補助の対象事業は、商品化を目的とした加工品を開発する事業とし、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の事業者が商品化していない特色ある加工品の研究・開発
- (2) 既存の類似加工品に特徴的な付加価値及び改良を加えた加工品の研究・開発

(事業計画)

第5条 この要綱により補助を受けようとする者は、事前に事業実施計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第6条 市長は、前条の事業計画書の提出があったときは、関係部局で組織する審査会(以下、「審査会」という。)でその内容を審査し、適正な事業と認めた場合は条件を付して事業認定書(様式第2号)を交付する。

(補助金)

第7条 市長は、前条の事業認定書の交付を受けた事業者(以下、「認定事業者」という。)に対して、次の各号に掲げる経費総額の2分の1(限度額100万円)以内を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 原材料及び副資材等の取得費
- (2) 建物及び設備の借料
- (3) 市場・消費者ニーズ等の調査に要する経費
- (4) 研修会・講習会の開催又は参加に要する経費
- (5) 先進地及び先進機関等の視察に要する経費
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) 企業及び専門機関等との共同研究に要する経費
- (8) パッケージのデザイン作成に要する経費
- (9) 加工品の求評会及び展示会に要する経費
- (10) その他市長が特別に認める経費

(研究開発期間及び事業進捗報告)

第8条 認定事業者は、第6条の事業の認可を受けた日から一年以内に事業を完了しなければならない。

ただし、研究開発期間が6ヶ月を超えたときは事業の進捗状況(様式第3号)を市長に報告しなければならない。

(事業計画の変更及び中止)

第9条 認定事業者は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、事業変更(中止)報告書(様式第4号)を市長に届出なければならない。

(補助金交付申請)

第10条 認定事業者は、計画事業の完了後、補助金交付申請書(様式第5号)及び事業完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の書類を受理したときは、審査会に意見を求めて補助金額を決定し、申請者へ補助金交付決定通知(様式第6号)を行うものとする。

(補助金の概算払い)

第12条 前2条の規定にかかわらず、試作品の研究開発が一定の段階に達していると認められる場合、認定事業者は補助金の概算払申請(様式第7号)をすることができる。

2 市長は、前項の申請を受理したときは審査会に意見を求め、適当と認めたときは補助対象経費支出済額の6割を限度として概算払額を決定し、申請者へ補助金概算払決定通知(様式第8号)を行うものとする。

3 前項の通知を受けた認定事業者は、補助金概算請求書(様式第9号)を市長に提出し、市長は、すみやかに概算補助金を交付するものとする。

(補助金の精算払請求)

第13条 第11条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定による概算補助金の交付を受けた事業については、残額を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の補助金請求書を受理したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消等)

第15条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定及び補助金交付の決定を取り消し、すでに補助金が交付されているときは補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたことが判明したとき。

(2) 事業を中止したとき。

(3) あきらかに既に実在する加工品と同じであるとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

(報告義務事項)

第16条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業終了の翌年度から起算して3年間、加工品の販売実績等報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(要綱の適用)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

西予市長 様

申請者 住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業実施計画書

事業計画の認定を受けたく、西予市産農林水産物加工品開発費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

1. 事業の名称

2. 事業実施場所 西予市

3. 事業の目的

4. 加工品の概要

5. 開発に携わる人員数 _____人

6. 補助金交付申請予定額 _____円 (概算払請求の有無 有・無)

7. 事業計画の概要

研究開発の内容	期間	備考

- 添付書類
1. 経費一覧表(別紙)
 2. 法人登記簿謄本(法人)又は住民票抄本(個人・グループ代表)
 3. 定款又は規約の写し(法人・グループ)
 4. 開発に係わる人員の名簿
 5. 構成員名簿(グループ)
 6. 納税証明書(未納がないことの証明)
 7. その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙

経費一覧表

支出

区分	経費内訳	金額 (千円)		
		年度	年度	計
原材料及び副資材等の取得				
建物及び設備の借料				
市場、消費者ニーズ等の調査費				
研修会・講習会の開催又は参加費				
先進地及び先進機関への視察費				
技術指導の受入費				
企業・専門機関との共同研究費				
パッケージのデザイン作成費				
加工品の求評会及び展示会費				
その他特別に要望する経費				
補助対象経費計				
その他補助対象外				
合計				

添付書類 1. 見積り又は支出の根拠が分かる資料

収入

区分	内 容	金額 (千円)		備考
		年度	年度	
市補助金				
自己負担金				
その他				
計				

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名 様

西予市長 印

西予市産農林水産物加工品開発事業認定書

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記事業を補助対象事業として認定します。

1. 事業の名称
2. 事業実施場所 西予市
3. 条件 許可事業者が要綱第14条のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

西予市長 様

西予市認定 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業進捗状況報告書

西予市産農林水産物加工品開発費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、加工品の商品化に向けた進捗状況を、次のとおり報告いたします。

1. 事業の名称

2. 事業の進捗状況（平成 年 月 日現在）

開発内容	計画事業期間	進捗率又は 支出済経費	備考

- 添付書類 1. 支出経費一覧表（様式第3号別紙）
2. 研究開発過程を証明する写真等

支出経費一覧表

平成 年 月 日現在

区分	支出内訳		金額(円)
原材料及び副資材等の取得	支払済経費		
	今後の経費		
建物及び設備の借料	支払済経費		
	今後の経費		
市場、消費者ニーズ等の調査	支払済経費		
	今後の経費		
研修会・講習会の開催又は参加	支払済経費		
	今後の経費		
先進地及び先進機関への視察	支払済経費		
	今後の経費		
技術指導の受入れ	支払済経費		
	今後の経費		
企業・専門機関との共同研究	支払済経費		
	今後の経費		
パッケージのデザイン作成	支払済経費		
	今後の経費		
加工品の求評会及び展示会に要する経費	支払済経費		
	今後の経費		
補助対象経費計		支払済経費	
		今後の経費	
その他補助対象外の経費	支払済経費		
	今後の経費		
合計		支払済経費	
		今後の経費	

添付書類 1. 支出済額が証明できる資料

西予市長 様

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業変更(中止)届

平成 年 月 日付け西予市認定第 号で認定を受けた標記事業について下記のとおり変更(中止)したいので、西予市産農林水産物加工品開発費補助金交付要綱第9条の規定に基づき届出ます。

1. 事業変更(中止)の理由

2. 事業計画の変更内容

研究開発の内容		期間		備考
変更前	変更後	変更前	変更後	

3.経費の変更
支出

区分	支出内訳		金額 (千円)		
	変更前	変更後	年度	年度	計
原材料及び副資材等の取得			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
建物及び設備の借料			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
市場、消費者ニーズ等の調査			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
研修会・講習会の開催又は参加			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
先進地及び先進機関への視察			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
技術指導の受入れ			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
企業・専門機関との共同研究			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
パッケージのデザイン作成			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
加工品の求評会及び展示会			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
その他特別に要望する経費			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
補助対象経費			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
補助対象外経費			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後
合計			変更前	変更前	変更前
			変更後	変更後	変更後

添付書類 1.見積り又は支出の根拠が分かる資料

収入

区分	摘要	金額 (千円)	備考
市補助金		変更前	
		変更後	
自己負担金		変更前	
		変更後	
その他		変更前	
		変更後	
計		変更前	
		変更後	

様式第5号(第10条関係)

平成 年 月 日

西予市長 様

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付申請書

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請いたします。

1. 事業の名称
2. 総事業費 円
2. 補助金交付申請額 _____ 円
3. 添付書類
 - (1)事業完了報告書(様式第6号)
 - (2)その他市長が必要と認める書類

西予市長 様

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業完了報告書

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、加工品の研究開発が完了しましたので、次のとおり報告いたします。

1 . 事業の名称

2 . 事業の経過内容

研究開発内容	期間	備考

- 添付書類
- 1 . 支出経費一覧表 (様式第3号別紙)
 - 2 . 加工品の写真及び現物
 - 3 . 研究開発の過程の証明する写真

様式第7号（第11条関係）

西予市 指令番号
平成 年 月 日

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

西予市長

印

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付を決定したので、西予市産農林水産物加工品開発費補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知いたします。

1. 事業の名称

2. 補助金交付決定額 _____ 円

3. 補助金の取消し 許可事業者が要綱第15条のいずれかに該当する場合は、補助金を取り消し、停止するとともに、すでに補助金が交付されているときは補助金の全部又は一部を返還させることがある。

西予市長 様

西予市認定第 号
 住所
 商号又は団体名
 代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金概算払申請書

平成 年 月 日付けで認定を受けた
 払い受けたいので申請します。

事業について、補助金の概算

- 1 . 事業の名称
- 2 . 総事業費 円
- 3 . 補助金概算払申請額 _____ 円

支出済額

費 目	支 出 明 細	金 額(円)
原材料及び副資材等の 取得費		
建物及び設備の借 料		
市場・消費者ニーズ等 の調査費		
研修会・講習会の開催 又は参加費		
先進地視察及び先進機 関等の視察費		
技術指導費		
企業及び専門機関等と の共同研究費		
パッケージのデザイン 作成費		
加工品の求評会及び展 示会費		
その他		
合計		

添付書類 支出を証明する領収書等

様式第9号(第12条の2関係)

平成 年 月 日
番 号

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名 様

西予市長 印

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金概算払決定通知

平成 年 月 日付けで概算払いの請求のあった補助金については、次のとおり支払いを決定しましたので、西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

1. 補助金概算払済額 _____ 円

2. 補助金の取消し 許可事業者が要綱第15条のいずれかに該当する場合は、補助金を取り消し、停止するとともに、交付されている補助金の全部又は一部を返還させることがある。

西予市長 様

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で概算払決定通知があった補助金について、西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱第12条第3の規定に基づき請求いたします。

1. 補助金予定額 _____ 円
2. 今回補助金概算払請求額 _____ 円

2. 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 当座
口座番号	
口座名義人	

西予市長 様

西予市認定第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業補助金(精算)払請求書

平成 年 月 日付け西予市 指令 第 号で交付決定のあった補助金について、西予市産農林水産物加工品開発費補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき請求いたします。

- 1 . 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 . 概算払受領済額 _____ 円
- 3 . 精算請求額 _____ 円

4 . 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 当座
口座番号	
口座名義人	

西予市長 様

西予市許可第 号
住所
商号又は団体名
代表者氏名

印

西予市産農林水産物加工品開発事業経過報告書

西予市産農林水産物加工品開発費補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、加工品の販売実績等について、以下のとおり報告いたします。

1 . 事業の名称

2 . 開発完了年月日 平成 年 月 日

3 . 販売実績

(1)販売数量及び金額

商品名	販売数量			販売金額(円)		
	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目

(2)加工品の販路

販路	販路の概要	販売開始日
店舗		
その他		

4 . その他 (販売の課題、今後の見込等)